

監査結果に関する措置状況報告書

監査の対象：令和7年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置時期 (予定日)
3	<p>毒物劇物の管理方法について改善を求めたもの</p> <p>舞洲工場において、10月16日に実地監査を行い毒物劇物の管理状況を確認したところ、在庫数量等の確認や、毒物劇物を保管している保管室（以下「保管室」という。）及び保管室内に配置されている保管庫（以下「保管庫」という。）の施錠は、規定に基づき適切に実施されていた。</p> <p>保管室、保管庫ともに施錠されていたが、水銀を保管している保管庫の扉のひずみにより鍵が有効に機能しておらず、実際には開閉が可能な状態であった。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>1 舞洲工場は、保管庫の不具合を早急に解消すること。</p> <p>2 舞洲工場は、毒物劇物の保管庫に止まらず、施錠して管理することとされている扉等について、本来の機能を有しているか定期的に確認し、不具合があれば早急に是正すること。</p>	<p>1 令和8年2月27日に保管庫を新たに調達し、取替を行うことで不具合を解消した。</p> <p>2 毒物劇物の保管庫に止まらず、舞洲工場において施錠管理が必要な箇所について、令和8年1月16日までに確認を行った。今後は定期的に確認のうえ、不具合があれば早急に対応する。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和8年2月27日</p> <p>令和8年1月16日</p>

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置時期 (予定日)
留意すべき事項 1	<p>諸手当の事後確認にかかる事務について</p> <p>諸手当の通勤手当事後確認にかかる事務の監査実施にあたり、総務課が定めた実施要領で保存することとされている事後確認資料の提出を全所属に対し求めたところ、経理課のみ事後確認資料が存在せず、監査することができなかった。</p> <p>事後確認資料の存在を確認できなかったが、今後同様の事態を生じさせないよう周知徹底されたい。</p>	<p>本件指摘について、通勤手当事後確認の実施要領を添えて課内全員に共有するとともに、総務課へ事後確認の結果を報告する際の決裁に、事後確認資料を添付することとした。</p>	見解	—

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置時期 (予定日)
留意すべき事項 2	<p>工場運營業務委託にかかる事務について</p> <p>住之江工場は、DBO方式を採用して建設し、運営については住之江ハイトラスト（株）（以下「SPC」という。）に委託している。</p> <p>環境施設組合は、受託者が契約書や要求水準書に基づき適切に工場を運営しているか管理監督する権限と責任を有しており、そのための手順として運營業務モニタリングマニュアル（以下「マニュアル」という。）を定めている。</p> <p>このマニュアルでは、受託者における関係法令の順守状況を確認すると定めているが、ここでいう関係法令は、主として工場が守るべき環境規制分野に関するものを念頭に置いている。</p> <p>しかしながら、工場設備を運転するにあたっては、各環境規制法令の遵守はもちろんのこと、運転維持管理要員（以下「運転要員」という。）の労働条件や健康管理が法令に則って適切に守られていることも当然に必要であると考えます。</p> <p>今般、令和6年度の運転要員の定着状況等を確認したところ、運転要員が頻繁に入れ替わっている様子が伺われた。運転要員が定着しないことが、すぐさま工場の運営に影響する恐れは少ないかもしれないが、技術の継承はともかく、将来労働力不足が懸念される中、運営に必要な運転要員を確保できず、工場の安定稼働に支障を来す可能性も考えられる。運転要員の労務はSPCの責任において管理すべきものではあるが、環境施設組合としても、発注者として一定の監督責任を果たすべきであり、こうした懸念を払しょくするためにも、マニュアルにおいて労務管理面での法令遵守状況をモニタリングの実施項目に含める必要性についてSPCと協議されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、運転要員の入れ替わり生じていることから、SPCに対して事業運営に支障が生じないよう運転要員の適切な確保について指導しております。</p> <p>労務管理面での法令遵守状況のモニタリングにつきましては、SPC職員の年休取得や超過勤務状況など勤怠に係る書類を提出させ、次年度からの例月モニタリングの際に確認していくこととして、SPCとの協議を進めてまいります。</p>	見解	—

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置時期 (予定日)
留意すべき事項 3	<p>施設の管理瑕疵対応にかかる事務について</p> <p>令和6年度に発生した西淀工場鉄粉飛散事故は、停止中であった焼却炉の運転再開に向けた設備の点検作業中に起こったものである。西淀工場は過去にも鉄粉を飛散させており、幸い人的被害こそ発生していないが、影響範囲も広がった令和6年度の事故は、管理瑕疵責任が重く問われる事案である。</p> <p>過去の事例では工場職員が周辺住民に謝罪し、飛散した鉄粉の清掃作業等を実施することで対応してきたが、令和6年度の事故では物的損害が発生し、清掃作業等では住民の理解が得られず、賠償金を支払うこととなった。こうした対応は環境施設組合では先例がないことから、従前と異なる手法を選択した理由や、被害住民との交渉内容、賠償額の算定根拠を明らかにし、説明責任を果たす必要がある。</p> <p>西淀工場の実地監査において関係資料を確認した結果、関係書類は適切に作成、保管されており、賠償金額の算定方法も妥当であることを確認することができた。しかしながら、賠償の範囲を確定するために被害状況を正確に把握することはことさら重要であるにもかかわらず被害住民から示された写真のみをもって被害状況の確認とみなしたこと、理由を明らかにすることなく先例のない手法を選択したことは、説明責任を十分果たしているとは言い難い。</p> <p>同様の事案が発生する可能性が全ての工場にある以上環境施設組合は、本事案を教訓とし、管理瑕疵対応に関し清掃等の原状回復手段とは異なる解決手法を選択する際には、特段に慎重な対応を心掛けられたい。</p>	<p>本件につきましては、当組合施設の管理瑕疵責任が問われる事案であり、重く受け止めております。</p> <p>今回の対応につきましては、従来の手法とは異なりますが、弁護士のご意見を伺いながら慎重に対応してまいりました。</p> <p>被害状況の確認方法につきましては、説明責任の面で課題があったものと受け止めております。</p> <p>今後は、工場の点検や運転・維持管理を一層徹底するとともに、このようなことがあった場合には、当組合として、説明責任を十分に果たせるよう慎重かつ適切に対応してまいります。</p>	見解	—

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置時期 (予定日)
留意すべき事項 4	<p>課又は事業所の事務の実施状況全般について</p> <p>環境施設組合は、廃棄物の自己搬入事務を大阪市から受託している。自己搬入とは、市民又は事業者が、自ら廃棄物を環境施設組合の焼却工場へ持ち込んで処理することであり、ごみ等焼却処分手数料領収書は、市民又は事業者がごみを持ち込んだ際に支払う手数料に対し交付するものである。</p> <p>今般、舞洲工場と西淀工場の実地監査において書類監査を実施したところ、両工場のごみ等焼却処分手数料領収書に記載誤りが多数確認された。具体的には領収金額欄に¥等の止め印が漏れているもの、消費税額の記載漏れや計算誤りをしているもの、承認者の押印が漏れているものが、舞洲工場で15件、西淀工場で15件、合計30件あった。これらはいずれも領収書の効力を損なうものではないが、自己搬入事務が適切に行われず、市民や事業者に不利益を与え、ひいては環境施設組合の事業運営に対する信頼を損なうリスクがある。</p> <p>ごみ等焼却処分手数料領収書に関しては、令和6年度途中より機械化されレシートの交付に変更されたため、今後これらの記載誤りが発生する恐れはなくなったが、これらの記載誤りは、領収書を交付する際の複数職員によるダブルチェックや、都度の承認者による確認を徹底していれば防ぎ得たものと考えられる。このことは、ごみ等焼却処分手数料領収書に限らず市民や事業者に交付する書類全般に関わることであるから、環境施設組合全体として、今後とも厳正な事務処理を徹底するよう努められたい。</p>	<p>市民や事業者に交付する書類全般については、複数人による確認を行うなど、適正な事務処理を徹底してまいります。</p>	見解	—